

【茂原駅前通り地区土地区画整理事業に関する意向調査】

茂原駅前通り地区土地区画整理事業の関係者の皆様におかれましては、日頃より市行政にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

本事業につきましては、平成4年12月1日の都市計画決定から現在までの長期にわたり、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

平成29年度末時点で事業進捗率は37.12%となっております。

こうした状況のなかで、茂原市として地権者の皆様方の意向をより明確に把握しながら事業改善を図り、より良いまちづくりと共に、少しでも早い事業完了が課題となっております。

大変ご多忙とは存じますが、この調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この調査（統計）結果等は、個人情報に留意し茂原市ホームページ等で公開いたします。

平成30年9月



茂原市 都市建設部 都市整備課

【締め切りと送付方法】

ご回答いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れて、**9月21日（金）**までにポストに投函してください。その際、**切手は不要**です。また、封筒に住所氏名をご記入していただく必要はございません。

【この調査についてのお問い合わせ】

茂原市 都市建設部 都市整備課 区画整理係 （市役所8階）

担 当：古山・武田

TEL：0475-20-1548（直通）

【茂原駅前通り地区土地区画整理事業地内のことについての質問です】

《基本情報についての質問》

問1. あなた（ご記入者）のお名前、ご住所及び電話番号をご記入ください。

お名前 []

ご年齢 [歳] （平成30年9月1日現在）

ご住所 []

電話番号 [() -]

※事業所の場合は、事業所名または屋号及び電話番号も併せてご記入ください。

事業所名、屋号 []

電話番号 [() -]

以下、選択肢の番号に○印をつけ回答してください。

《土地・建物等の移転補償についての質問》

問2. 現在あなたがお持ちの土地は、どのような用途で使用していますか。（複数回答可）

① 宅地

② 駐車場

③ 空き地

④ その他 ()

問3. 土地所有権以外に権利をお持ちですか。

① 建物（工作物含む）を所有している【問4へ】

② 工作物（塀、柵、アスファルト等）のみ所有している【問5へ】

③ 持っていない【問11へ】

問4. 現在あなたがお持ちの建物は、現在どのような用途で使用していますか。

(複数回答可)

- ① 店舗
- ② 店舗兼住宅
- ③ 住宅
- ④ 倉庫
- ⑤ その他 ()

問5. 事業施行に支障となる場合、建物・工作物等が移転補償の対象となりますが、移転補償はすでに受けましたか。

- ① 受けた【問11へ】
- ② 受けていない【問6へ】
- ③ 一部受けたが、受けていない部分がある【問6へ】

問6. 【問5で「②」または「③」と回答した方にお聞きします。】

茂原市から移転補償の依頼があった場合、協力していただけますか。

- ① 協力する【問7へ】
- ② 協力しない【問11へ】
- ③ わからない【問7へ】

問7. 【問6で「①」または「③」と回答した方にお聞きします。】

移転先の土地が、移転時にどのくらいの面積を使用できれば移転を考えますか。

- ① 全部
- ② 8割ほど
- ③ 3割ほど
- ④ 使用できなくても良い

問 8. 移転後はどのように土地を利用する考えがありますか。

- ① 商店
- ② 住宅
- ③ 駐車場
- ④ 手放したい（売却等）
- ⑤ わからない

問 9. 移転後、他の人から土地または建物を借りたいと申し出があったとき、貸し出す考えはありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ わからない

問 10. 【現在、店舗を営んでいる方にお聞きします。】

移転後も店舗を続けていく考えはありますか。

【店舗名】 []

- ① 自分あるいは後継者により続けていく
- ② 自分ではもうできないので、他人に貸したい
- ③ 自分ではもうできないので、すべて売却したい
- ④ その他 ()

問18. 【問17で「①」と回答した方にお聞きします。】

商店街の街並みに統一感を持たせるため、どのくらいの規制が必要だと思いますか。

- ① 法律での強い規制が必要だと思う
- ② 法律ほどの規制は必要とは思わないが、少なからず強制力のある規制が必要だと思う
- ③ 住民同士の申し合わせ程度で十分であり、強制力は必要ないと思う

≪土地区画整理事業の進め方についての質問≫

問19. 事業の遅れに伴い、先が見えないことへの不安や、移転後も土地が利用されず空き地が増える傾向にあります。どう思いますか。

- ① 空き地が増えることは仕方のないことである
- ② 空き地を増やさないために、移転後の土地利用を個人意思に任せず共同化（マンション建築等）【※1】により複数地権者で建物を建てる
- ③ その他（ ）

【※1】共同化とは、複数の地権者が複数の隣接する土地を利用し、ご自身たちで共同ビル（マンション等）を建設するものであり、一定の条件を満たせば補助金の活用も見込めるものです。

（補助対象事業費に対し最大2／3の補助が出ることがあります。）

《地元組織についての質問》

問23. 茂原駅前通り地区まちづくり推進協議会が、地元組織として今後の土地区画整理事業やまちづくりについて検討するなど様々な活動をしていますが、参加に対し興味がありますか。

- ① 興味がある
- ② 興味はない
- ③ わからない

問24. ご意見・ご要望を自由にお書きください。



意向調査の質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。